

令和6年度市・道民税の定額減税について

対象となる方

○令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみであれば、給与収入2,000万円以下）で、市・道民税所得割が課税となる方。

算出のしかた

○対象となる方の所得割額から、本人・控除対象配偶者・扶養親族1名につき1万円が減額されます。なお、控除対象配偶者・扶養親族が国外居住の場合は対象外となり、算出した減税額が所得割額を超える場合は、所得割額が減税額となります。

手続きについて

○申請は不要です。確定申告書や給与支払報告書などを基に、市が減税額を算出します。

市・道民税の徴収のしかた（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

➢ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収されます。



○5月下旬以降にお勤め先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」でご確認ください。

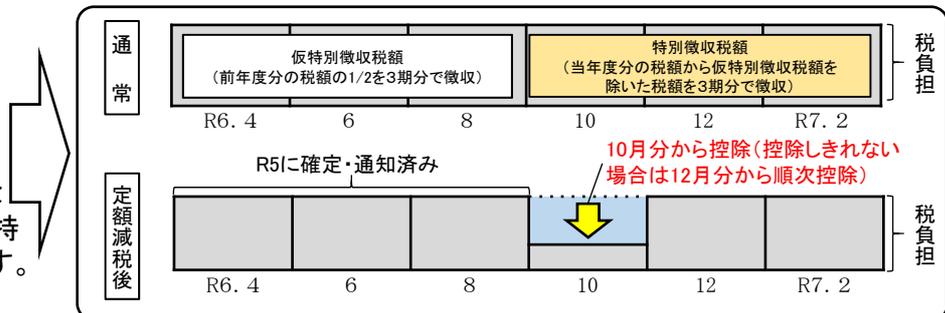
② 普通徴収（事業所得者等の方）

➢ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等の所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

➢ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



○6月中旬以降に届く「江別市 市民税・道民税・森林環境税納税通知書」でご確認ください。

その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 市・道民税の減税に併せて、所得税(国税)の定額減税も実施されます。詳細につきましては、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)